

海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金

＜＜伴走者について＞＞

1. 位置づけ

海外販路拡大の実現可能性を高めるため、本補助金の活用にあたっては、専門的な知見を有する外部機関等による伴走支援を受けることを条件としています。事業者の皆さまには、信頼できる伴走者の選定をお願い申し上げます。

2. 伴走者の概念

伴走者には、日本貿易振興機構（JETRO）やひろしま産業振興機構に限らず、コンサルティング会社、金融機関、士業など、専門的知見や実績を有する多様な企業・団体等が該当します。広島県内に所在している必要はありません。重要なのは、事業の実現に向けて適切な助言や支援ができるかどうかです。

3. 伴走者の役割

伴走者には、補助事業者からの相談に応じ、課題解決や事業推進に資する具体的な助言・サポートを期待しています。

- ・有料・無料、相談対応の形態は問いません。
- ・伴走者となることで義務や責任が生じることはありません。
- ・申請書には伴走者の名称を記載いただきますが、伴走者であることを証明する書類等の提出は不要です。

4. その他

申請書に記載された伴走者に対し、県から確認や照会を行う場合があります。

伴走者の選定が難しい場合は、県へご相談ください。

なお、審査においては、伴走者が事業分野で十分な専門性や実績を有し、具体的かつ現実的な支援が可能であるかを重視します。課題解決力、進捗フォロー体制、ネットワーク活用力、計画適合性、中立性や信頼性など、事業推進への寄与度を総合的に評価します。

そのため、「名ばかり」の伴走者ではなく、実効性あるサポートができる伴走者を選定いただくことが重要です。